

第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー 会議での主な意見について

令和6年1月
消費者庁食品表示企画課

第6回食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議における意見

令和5年11月24日開催の「第2回食品表示懇談会」における食物アレルギー表示に関するご意見について
令和5年12月13日開催の「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」において共有したところ、
以下のようなご意見あり。

- 「木の実類（くるみ）」の表現はよいが、「木の実類」と漠然と書いてしまうと原因物質が判断できなくなってしまう。
- 外国で行っている「類」という漠然とした表示に合わせると、患者は（個別食品の選択ができず）不都合が生じる。
- 日本の表示が海外で受け入れてもらえるといいと思うが難しいところもあると思う。日本の商品でも現地生産が多く、表示の仕方も現地の表示ルールに準じているかと思う。
- （コーデックスでも「木の実類」表示から個別品目表示への見直しが行われており）世界が日本に近づいてきているともいえる。
- 加工食品の食物アレルギー表示について、日本は（3年毎に実態調査を実施していること、表示の閾値と公定検査法を設けていることなどから）かなり進んでいて、（誤食以外の）事故がほとんどない状況。
- 日本の加工食品（における食物アレルギー表示）の信頼性を海外に打って出るとするのは、（輸出促進において）産業界的には良いことなのではないか。
- 日本の食物アレルギー表示制度をぜひアピールしてほしい。
- 海外の患者は（入っているかもしれないという可能性表示が許されていることや類別表示で食生活における選択の幅が狭まるなど）悩んでいると（海外の専門家や患者代表から）聞くので、日本は（食物アレルギー表示の経験を国際的に広め、）貢献していければよいと考える。（海外の患者もそれを望んでいる）
- 日本の食物アレルギー表示制度は、過去から議論されて作り上げられてきたものであり、個別表示をしていることにも意味がある。現行の制度をより知ってもらえるよう（消費者庁には）普及啓発も進めていただきたい。

第2回食品表示懇談会（食物アレルギー関係の主な意見）

【問題提起】

- ・我々アメリカに輸出をしている会社は、木の実と書かれるとどんな木の実でも管理をしなければいけないと思う。
- ・他国では色んなナッツ類等も含めて見ているが、日本だとクルミですねぐらいの感じでしか見ていない。
- ・日本のアレルギーの考え方はクラスタリングをすべき。

【事業者視点でのご意見】

- ・消費者に分かりやすい表示とメーカーに義務付けられる規制は別次元。
- ・表示は、製品の正確な情報を伝えることを目指し、その中には健康保護の情報も入っている認識。
- ・アレルゲンは健康保護のための情報として欠かしてはいけないが、アレルゲンだけでなく全体的な話が必要になる。
- ・表示は海外がこうしてる、からいくと必要以上の管理が業者の方に負荷になる場合も。
- ・中小メーカーでは海外と日本の表示が違うということを知らず、輸出を取りやめることも多いと聞いている。
- ・コストがかかって利益が出なければ本末転倒。国内事業者の実現可能性も見て、海外への輸出と国内の話をするべき。

【消費者視点でのご意見】

- ・アレルギーの問題であれば、日本国内で何を表示すべきかということが最優先。
- ・患者のパーセンテージやここまで管理する必要があるといった議論で決めるべきではないか。
- ・食品表示は基本は日本の消費者のためにあるもの。食品表示基準も基本は日本の消費者のためにあるもの。
- ・コーデックスを参考にしている国々は消費者に対して情報を開示するという観点で制度を作っている。
- ・100%消費者の方を向いた表示制度に切り替える発想を持って議論に望むことが必要。

【全体的なご意見】

- ・日本の表示制度は諸外国よりも優れているものもある。
- ・我が国の実態等を踏まえると、一概に整合することが適切ではない場合もある。
- ・アレルゲンは海外との色々な違いで、国によって表示が違うところがある。
- ・海外と比較して、合理的なものであれば合わせる、日本独自のものという判断であれば残さざるを得ないという判断もあり得る。
- ・コーデックスでは、類別ではなくて木の実類を分けて表示する見直しを行っている。
- ・厚生労働省時代の専門部会（現在、アドバイザー会議という形式で実施）では、患者会の方が委員に入っていたが今は入っておらず、専門的な話が中心になっている。そのような経緯や海外の動向も踏まえつつ日本も議論していく必要がある。